

須賀川市移動支援サービスの手引き

須賀川市 社会福祉課 障がい福祉係

目次

【利用者の方へ】

移動支援サービスの概要	-1-	利用者の負担額(グループ支援)	-9-	通所・通学支援(3)	-16-
移動支援サービスの種類	-2-	給付費の算定時間	-10-	通所・通学支援(4)	-17-
移動支援サービスの対象者	-3-	利用者負担の上限額	-11-	通所・通学支援(5)	-18-
サービス開始までの流れ	-4-	支援の対象とならない外出	-12-	通所・通学支援(6)	-19-
相談支援事業者による支援	-5-	第三者機関への諮問	-13-	余暇・社会活動支援(1)	-20-
身体介護あり・なしの決定	-6-	通所・通学支援(1)	-14-	余暇・社会活動支援(2)	-21-
個別支援とグループ支援	-7-	通所・通学支援(2)	-15-	余暇・社会活動支援(3)	-22-
利用者の負担額(個別支援)	-8-				

【事業者の方へ】

移動支援事業所の登録	-23-	書類検査・実地検査の実施	-26-
移動支援事業所の基準	-24-	登録の取消し・停止	-27-
サービス提供の記録の整備	-25-	お問い合わせ先	-28-

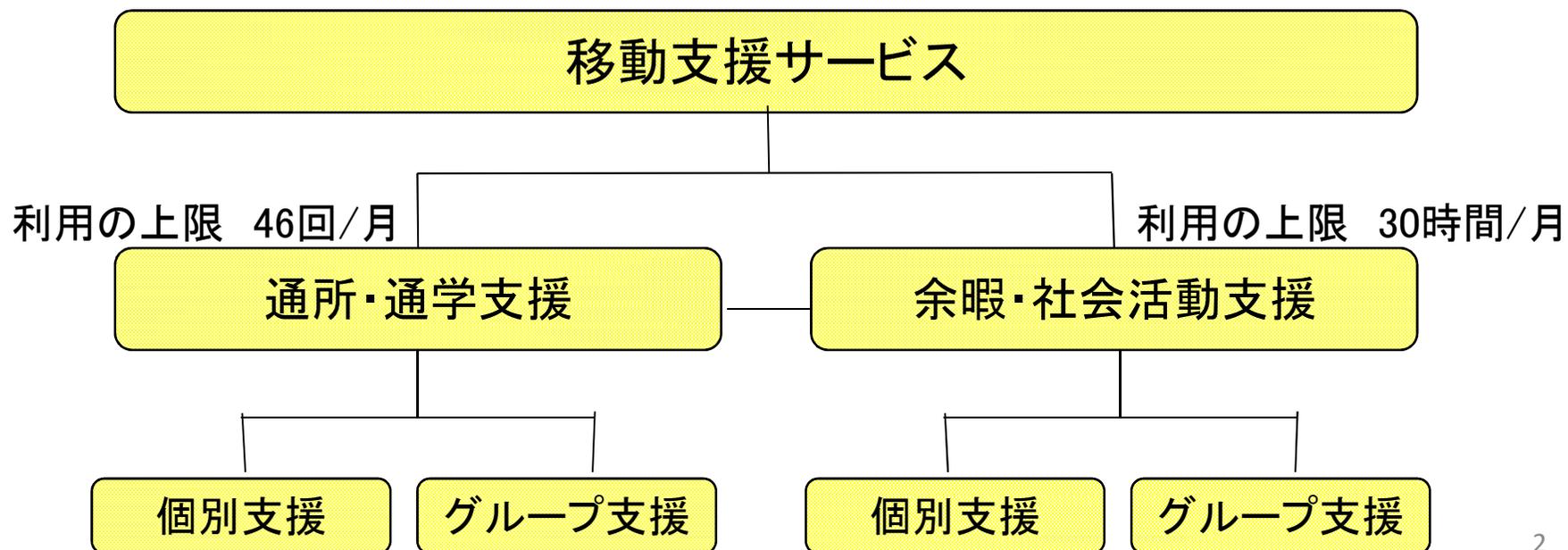
移動支援サービスの概要

- 屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、社会生活上必要不可欠な外出と、社会参加に必要な外出のための支援を行うもので、市が地域の実情に即して実施する独自のサービスです。
- 障害福祉サービスの同行援護、行動援護、重度訪問介護を利用できる方は、それら障害福祉サービスが優先されます。
- 移動距離に明確な基準はありませんが、県中地域を越える移動支援については、事前に市にご相談ください。

移動支援サービスの種類

移動支援サービスには「通所・通学支援」と「余暇・社会活動支援」の2種類があり、利用する量には上限があります。

どちらのサービスにも「個別支援」と「グループ支援」があります。



移動支援サービスの対象者

市内に住む以下の障がいのある方で、屋外での移動が困難な方が対象となります。

区分	必要書類
身体障がい者	身体障害者手帳
知的障がい者	療育手帳
精神障がい者	・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療費受給者証(精神通院) ・精神障がいによる年金証書や診断書 のいずれか1つ
難病の方	指定難病医療費受給者証や診断書
障がい児 (18歳未満)	診断書など障がいがあると認められる書類

サービス開始までの流れ

申請書の提出からサービス開始まで一定の日数がかかりますので、日程に余裕をもって申請をしてください。

利用希望者は市や相談支援事業者に相談する。



利用希望者は市に「地域生活支援給付費支給申請書」を提出する。



市は利用の可否を決定し「地域生活支援給付費支給決定通知書」と「地域生活支援サービス受給者証」を利用者に送付する。



利用者は事業所を選び事業所と連絡調整する。

- ・契約書や重要事項説明書などの取り交わし
- ・サービス利用日程などの調整



移動支援サービスを開始する。

◇ 障害福祉サービスを利用されている方は、担当の相談支援事業者にご相談してください。

相談支援事業者による支援

移動支援サービスについての情報提供や助言は、市のほか相談支援事業者も行っていますので、お気軽にご相談ください。

【市内の相談支援事業者】

名称	所在地	☎
◎ <small>アーモンド</small> 相談事業所 Almond	下小山田字月夜田203	0248-79-3165
◎ 須賀川市社会福祉協議会 相談支援事業所	八幡町135	0248-94-7095
◎ 福島県岩瀬地域相談センターすかがわ	吉美根字金子田14-2	0248-76-4165
相談支援事業所 点まる	森宿字狐石127-45	0248-94-6960
相談支援事業所 ひだまり	小作田字仲田23-1	0248-94-7307
相談センタープラスワン	丸田町272	0248-94-8860
アピックス相談支援事業所	森宿字ヒジリ田54-4	0248-63-1192
相談支援事業所いなんくる	前川48-1	0248-94-2707

◇ 障害福祉サービスを利用されていない方は、◎の3事業者にご相談ください。

身体介護あり・なしの決定

以下の聞き取り調査(5領域11項目※)を基に、市は支援における身体介護の有無を決定します。

項目	判断基準
① 食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全介助 全面的に介助を要する。 ・ 一部介助 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
② 排せつ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全介助 全面的に介助を要する。 ・ 一部介助 便器に座らせてもらう、お尻をふいてもらうなど一部介助を要する。
③ 入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全介助 全面的に介助を要する。 ・ 一部介助 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④ 移動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全介助 全面的に介助を要する。 ・ 一部介助 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤ 行動障害及び精神症状※	<ul style="list-style-type: none"> ほぼ毎日・週1回以上 (1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。 ほぼ毎日・週1回以上 (2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動(多飲水や過飲水を含む)。 ほぼ毎日・週1回以上 (3) 自分を叩いたり傷つけたり、他者を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 ほぼ毎日・週1回以上 (4) 気分が憂うつで悲観的になったり、時には思考力が低下する。 ほぼ毎日・週1回以上 (5) 再三の手洗いや 繰り返し確認のため 日常動作に時間がかかる。 ほぼ毎日・週1回以上 (6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。 また、自室に閉じこもって何もしていない。 ほぼ毎日・週1回以上 (7) 学習障害のため、読み書きが困難。

【身体介護ありの場合】

①～④の項目のうち「全介助」か「一部介助」が3項目以上、あるいは⑤の項目のうち「週1回以上」が3項目以上

個別支援とグループ支援

安全性の確保を前提に、同一の出発地や同一の目的地への移動で、複数の人数で支援を受けることが可能な場合には、グループ支援が原則となります。

【 個別支援 】

利用者1人に対して支援従事者1人が支援します。



支援従事者



利用者

【 グループ支援 】

複数の利用者を同時に支援します。支援従事者1人が最大3人の利用者を支援します。



支援従事者



利用者

利用者の負担額(個別支援)

利用者の負担額は以下の地域生活支援給付費の1割です。

地域生活支援給付費は、支援従事者の賃金に相当します。ガソリン代などの必要経費がかかる場合がありますので、移動支援事業所にお問い合わせください。

算定時間(日中)	身体介護あり	身体介護なし
0.5時間未満	2,300円	800円
0.5～1.0時間	4,000円	1,500円
1.0～1.5時間	5,800円	2,250円
1.5時間～	30分増すごとに 820円を加えた額	30分増すごとに 750円を加えた額

◇ 早朝、夜間、深夜は割増単価となります。

利用者の負担額(グループ支援)

利用者の負担額は以下の地域生活支援給付費の1割です。

なお、グループ支援は、支援従事者1名につき利用者3名までとなります。

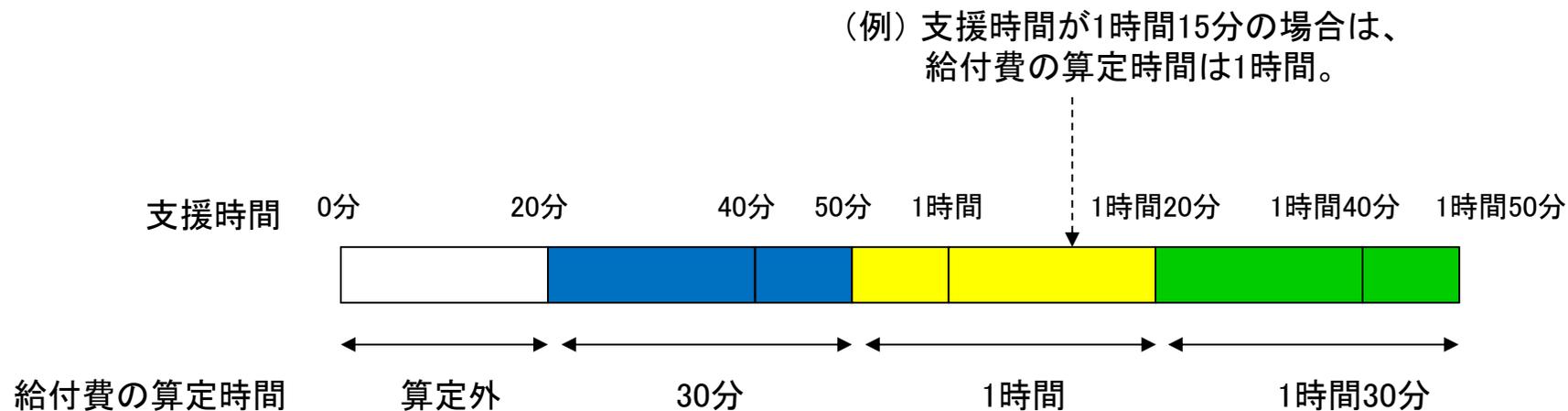
算定時間(日中)	身体介護あり		身体介護なし	
	同時に利用者2人	同時に利用者3人	同時に利用者2人	同時に利用者3人
0.5時間未満	1,150円	760円	400円	260円
0.5～1.0時間	2,000円	1,330円	750円	500円
1.0～1.5時間	2,900円	1,930円	1,120円	750円
1.5時間～	個別支援の給付費を利用人数で除した額		個別支援の給付費を利用人数で除した額	

利用者1人あたりの額です。

給付費の算定時間

給付費の算定時間は0.5時間単位を区切りとし、20分以上の支援サービスが給付の対象となります。

例えば、支援の時間が1時間15分の場合、給付費の算定時間は1時間となります。



利用者負担の上限額

利用者の負担額は、地域生活支援給付費の1割ですが、世帯の所得に応じて以下のとおり上限が設けられています。

年齢	区分	対象者	利用者負担の上限 (月額)
利用者が 18歳以上	生活保護	生活保護の受給世帯	0円
	低所得	市民税の非課税世帯	0円
	一般1	市民税の課税世帯で市民税所得割額が16万円未満の方	9,300円
	一般2	市民税の課税世帯で一般1に該当しない方	37,200円
利用者が 18歳未満	生活保護	生活保護の受給世帯	0円
	低所得	市民税の非課税世帯	0円
	一般1	市民税の課税世帯で市民税所得割額が28万円未満の方	4,600円
	一般2	市民税の課税世帯で一般1に該当しない方	37,200円

支援の対象とならない外出

以下の外出は対象になりませんが、判断が困難な事例については第三者機関に意見を求めながら決定します。

	外出内容	外出先の例
×	経済活動に伴う外出	通勤、営業 など
×	通年かつ長期にわたる外出	習い事、クラブ活動、リハビリ など
×	社会通念上適当でない外出	ギャンブル、飲酒 など
×	政治活動や宗教活動に係る外出	選挙運動、布教活動 など
×	団体・事業者が企画する外出	移動支援事業所主催のイベント など
×	1日の範囲内で用務を終えない外出	宿泊を伴う研修、帰省 など

第三者機関への諮問

サービス利用の可否の判断が難しい場合、市は第三者機関に意見を求め、その意見を参考に総合的に判断します。

【 第三者機関 】

- ・ 須賀川地方地域自立支援協議会
- ・ 須賀川市障害者介護給付費等の支給に関する審査会

【 意見を求める内容 】

- ・ サービス利用の可否
- ・ サービスの利用量、サービスの利用期間 など

通所・通学支援(1)

【概要】

屋外での単独の移動が困難で、一人では公共交通機関を利用できず、家族の送迎も困難な「真にやむを得ない事由のある方」の外出を支援します。

【利用要件】

- ☑ 単独では外出困難
- ☑ 単独では公共交通機関(バスや電車など)の利用困難
- ☑ 家族の病気、自家用車の不所持、就労などにより、家族の送迎が困難

通所・通学支援(2)

【申請者への聞き取り】

通所・通学支援の多くが朝と夕方に集中し、事業所が新たな利用希望者を受け入れできない恐れがあります。

真に支援を必要とする人が利用できるよう、支援が必要な「やむを得ない事由」があるか右の調査票で毎年聞き取りをしています。

そのため、タクシーの代わりとするようなご利用はできません。

通所・通学支援 調査票

- ・ 対象者（児）名 () (姓)
- ・ 障がいの分類 (身体 / 療育 / 精神 / 発達障がい / 難病)
- ・ 通所・通学先 行き () から () まで
帰りに () から () まで
- ・ 利用時間帯 行き () 時から () 時まで
帰りに () 時から () 時まで
- ・ 公共交通機関の利用
バ ス 単独で可 付き添いで可 不可 (理由:)
電 車 単独で可 付き添いで可 不可 (理由:)
タクシー 単独で可 付き添いで可 不可 (理由:)
- ・ 利用する事業所名 ()

続柄	運転免許	勤務	家族が送迎できない理由
父	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり 勤務先: 勤務時間: <input type="checkbox"/> なし	
母	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり 勤務先: 勤務時間: <input type="checkbox"/> なし	
祖父	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり 勤務先: 勤務時間: <input type="checkbox"/> なし	
祖母	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり 勤務先: 勤務時間: ~ <input type="checkbox"/> なし	
兄弟 姉妹 近親者	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり 勤務先: 勤務時間: ~ <input type="checkbox"/> なし	
その他 親族	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり 勤務先: 勤務時間: ~ <input type="checkbox"/> なし	

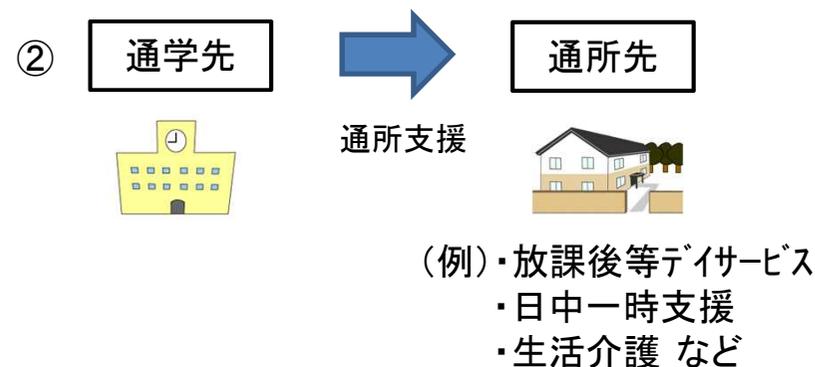
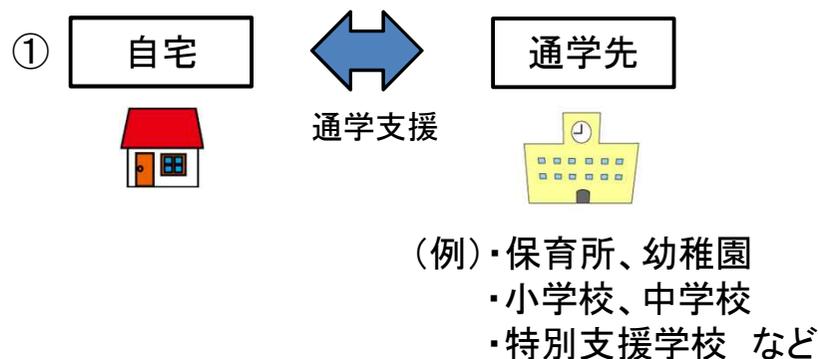
・ 特記事項 (障がい特性等) ()

記入者氏名 (15)
申請者との続柄 ()

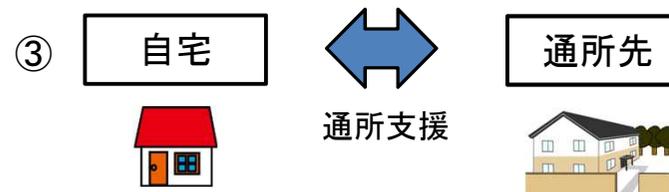
通所・通学支援(3)

以下の発着の移動が支援の対象です。移動途中で他の場所に立ち寄ることはできません。

【パターン(例)】



※ スクールバスの乗車・降車の場所は、支援の起点・終点の対象となります。



※ 通所先の事業所が送迎できる場合は、「送迎加算」が優先されます(19ページ参考)。

通所・通学支援(4)

通所・通学支援は、「車両支援」と「徒歩支援」があり、どちらも移動中は給付費の算定内となります。

【車両支援※】



【徒歩支援】



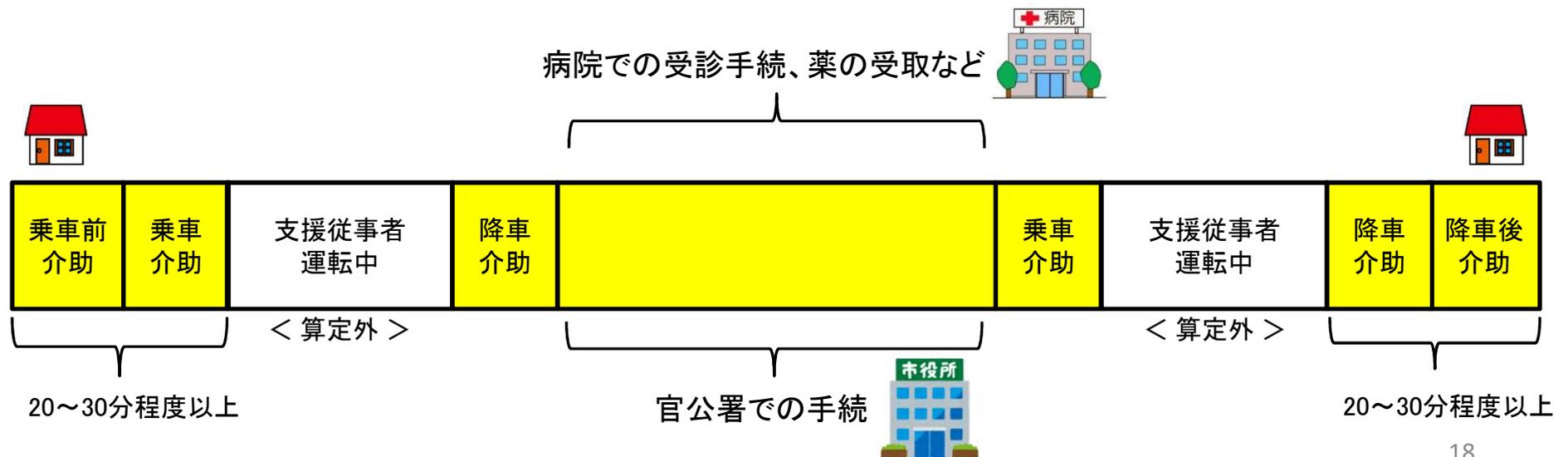
※ 移動支援事業所や支援従事者の車で移動する場合、道路運送法上の許可を受ける必要があります。

通所・通学支援(5)

病院への通院や官公署での手続きの介助は、障害福祉サービスの居宅介護の「通院等介助」「通院等乗降介助」をご利用ください。

65歳以上の方や40～64歳の特定疾病の方は、介護保険サービスの「通院のための乗車または降車の介助」をご利用ください。

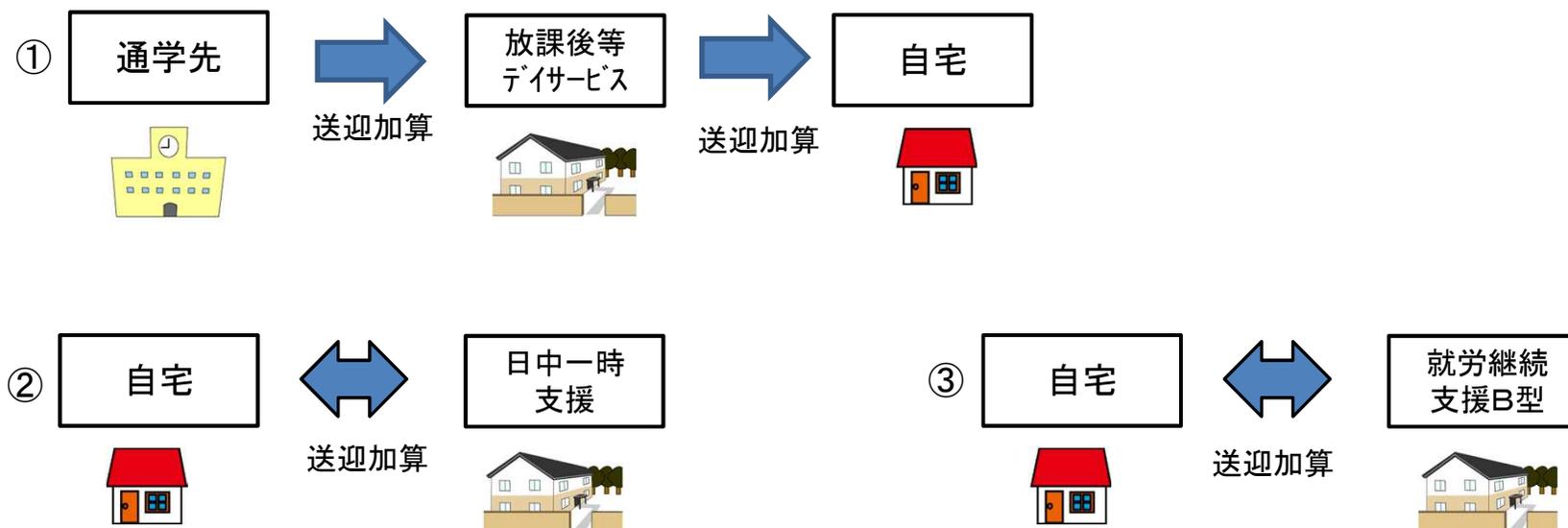
【 障害福祉サービスの通院等介助(身体介護を伴う)(例) 】



通所・通学支援(6)

通所先の事業所が送迎できる場合※は、「送迎加算」が優先されます。

【パターン(例)】



※ 以下の国の告示や市の規則が示す基準に適合する場合

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)
- ・須賀川市地域生活支援事業実施規則の別表第2の2の注2

余暇・社会活動支援(1)

以下の外出が支援の対象ですが、個別の事例において、市は支援内容など総合的に考え利用の可否を決定します。

なお、一時的な預かりを目的とするようなご利用はできません。

外出内容	外出先の例
文化施設	博物館、図書館、公園、映画館 など
体育施設	体育館、競技場、プール など
観光施設	遊園地 など
買い物	商店、ショッピングモール など
理美容	理容室、美容室 など
冠婚葬祭	結婚式、葬式 など
金融機関	銀行、信用金庫、郵便局 など
その他	市の催し、外食、お見舞い など

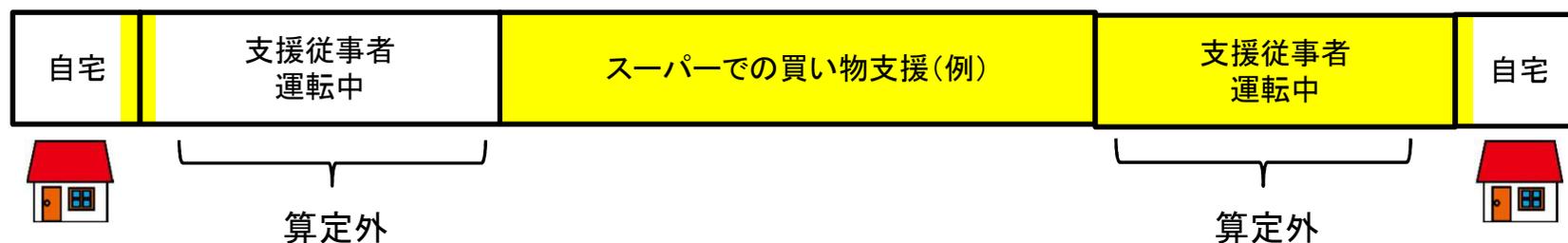
◇ 支援従事者の入場料や食事代など、移動支援に付随する費用負担については、事業所に確認してください。

余暇・社会活動支援(2)

余暇・社会活動支援は、移動先での支援を目的とするため、運転する乗車時間は、給付の算定外となります。

ただし、徒歩やバス・電車などの場合は、移動中も算定内です。

【 運転の場合※ 】



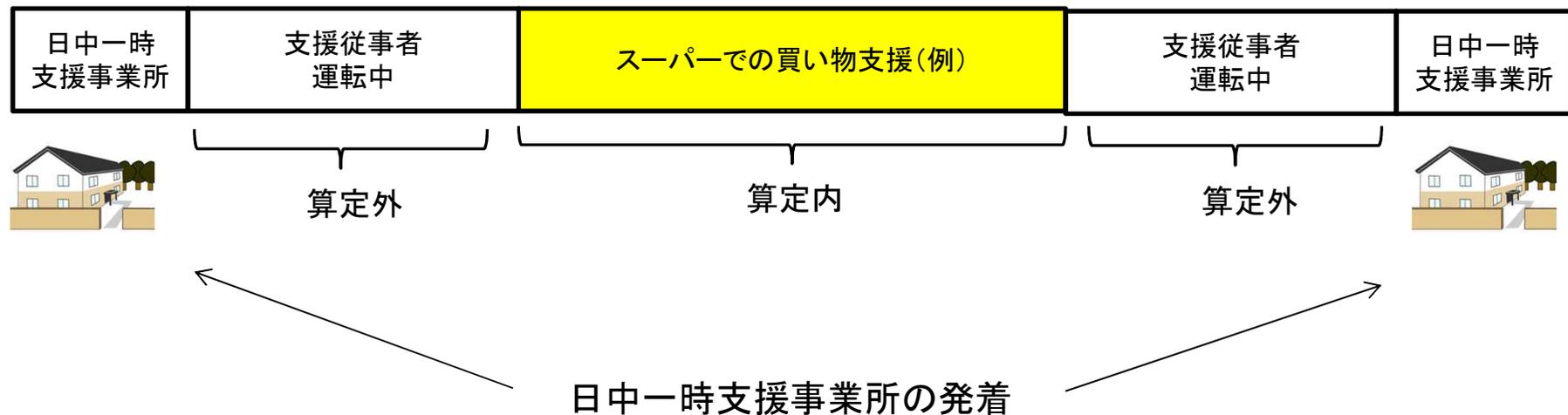
※ 移動支援事業所や支援従事者の車で移動する場合、道路運送法上の許可を受ける必要があります。

【 徒歩、公共交通機関利用の場合 】



余暇・社会活動支援(3)

余暇・社会活動支援は、自宅発着が原則ですが、買い物支援などのように日中一時支援と明確に切り分けられる場合は、日中一時支援事業所での発着もできます。



移動支援事業所の登録

移動支援事業所として登録をする場合は、以下の書類一式を提出していただきます。

- (1) 定款その他の基本約款及び運営規程
- (2) 主な職員の経歴書
- (3) 収支予算書及び事業計画書
- (4) 履歴事項全部証明書
- (5) 事業所の平面図
- (6) 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表
- (7) 車両の移動支援サービスにあっては一般乗用旅客自動車運送事業の許可書及び自家用自動車の有償運送の許可書又は自家用有償旅客運送者登録証
- (8) その他市長が必要と認める書類

◇ 以下の場合には登録されません。

- (1) 適正な移動支援サービス事業の運営ができないと認められるとき。
- (2) 登録届の提出者やその役員などが、登録の届出前5年以内に障害福祉サービスや生活支援事業において不正や著しく不当な行為をした者であるとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき。

移動支援事業所の基準

移動支援事業所の人員、設備、運営の基準は、国の基準※における居宅介護事業の基準が準用されます。

【基準の例】

- ・従業者を常勤換算方法で2.5人以上配置(第5条)
- ・サービス提供責任者を一人以上配置(第5条)
- ・管理者を配置(第6条)
- ・相談支援専門員が行う連絡調整への協力(第12条)
- ・サービスの提供の記録(第19条)
- ・記録の整備(第42条) など

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)

サービス提供の記録の整備

(第42条※)

事業所は、従業者、設備、備品や会計についての諸記録を整備しておかなければなりません。

また、利用者に対するサービスの提供についての諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければなりません。

【 サービスの提供についての諸記録(例) 】

- ・移動支援計画、個別支援計画
- ・移動支援実施記録、業務日誌、モニタリング・カンファレンス記録
- ・車両運行計画、車両整備点検記録 など

書類検査・実地検査の実施

市は、移動支援サービスが適正に行われているか確認するため、事業所での書類検査や実地検査を約3年に1回行います。なお、通報・苦情や給付費の請求データなどを分析し、必要な場合は随時検査を行います。

移動支援事業所が不正行為により地域生活支援給付費を受けたときは、その給付費を返還していただきます。

【書類検査の内容】

- ・サービスの提供に係る記録の確認
- ・従業者の勤務体制の確認 など

【実地検査の内容】

- ・移動支援サービスの発着地の確認
- ・個別支援/グループ支援の確認
- ・移動先での支援の確認 など

登録の取消し・停止

以下の場合には移動支援事業所の登録の取消しや停止に当てはまります。

- (1) 適正な移動支援サービス事業の運営ができなくなったとき。
- (2) 地域生活支援給付費の請求に不正があったとき。
- (3) 書類などの提出を命ぜられて従わず、質問に対して答弁しないか虚偽の答弁をし、あるいは検査を拒み、妨げ、忌避したとき。
- (4) 不正の手段により移動支援事業所の登録を受けたとき。
- (5) 役員などが過去5年以内に移動支援サービスについて不正や著しく不当な行為をした者であるとき。
- (6) その他移動支援サービスについて不正や著しく不当な行為をしたとき。

お問い合わせ先

- ◇ 担当 須賀川市 市民福祉部 社会福祉課 障がい福祉係
- ◇ 住所 〒962-8601
須賀川市八幡町135番地
- ◇ 電話 0248-88-8112(担当直通)
- ◇ FAX 0248-88-8119